

三原市清掃工場補修工事及び整備工事等に係る
発注仕様書等作成業務

仕 様 書

令和7年4月

三 原 市

— 目 次 —

第1章 総 則	1
1 業務の目的	1
2 業務の名称	1
3 業務場所	1
4 履行期間	1
5 施設概要	1
6 仕様書の適用	1
7 法令等の遵守	1
8 中立性の堅持	2
9 秘密の保持	2
10 提出書類	2
11 主任技術者及び技術者	2
12 工程管理	3
13 審査	3
14 引渡し	3
15 参考資料の貸与	3
16 参考文献等の明記	3
17 疑義の解釈	3
18 成果品	4
第2章 特記仕様書	5
1 補修工事及び整備工事等内容の調整・整理	5
2 補修工事及び整備工事等発注仕様書の作成	5
3 補修工事及び整備工事等設計書の作成	6
4 補修工事及び整備工事等監理	6
5 補修工事及び整備工事等の履歴の整理と今後の補修計画の立案	6

第 1 章 総 則

1 業務の目的

本業務は、三原市（以下、「発注者」という。）が管理する三原市清掃工場（以下、「本施設」という。）において実施する補修工事及び整備工事等に必要な工事の内容を立案し、その工事の発注仕様書及び設計書等を作成し、施工監理を行うことを目的とする。

2 業務の名称

三原市清掃工場補修工事及び整備工事等に係る発注仕様書等作成業務

3 業務場所

広島県三原市八坂町

4 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

5 施設概要

- （１）所 在 地 ： 広島県三原市八坂町 10227
- （２）竣工年月 ： 平成 11 年 3 月
- （３）処理能力 ： 180 t /24 h （90 t /24 h × 2 炉）
- （４）処理方式 ： 連続燃焼式ストーカ炉
- （５）敷地面積 ： 80,600 m²
- （６）設計・施工 ： 三菱重工業株式会社

6 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い業務を施行しなければならない。

7 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

8 中立性の堅持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

9 秘密の保持と品質の確保

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

10 提出書類

受注者は、業務の着手および完了にあたって、発注者の契約約款に定めるものの他、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者届
- (3) 工程表
- (4) 完了届
- (5) 納品書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

11 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しい業務を行うとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を実施しなければならない。
- (3) 管理技術者は、技術士法に基づく技術士（総合技術管理部門-衛生工学部門-廃棄物・資源循環※）、もしくは技術士（衛生工学部門-廃棄物・資源循環※）、もしくは RCCM（廃棄物）の資格を有した者を配置しなければならない。また、管理技術者は、平成 27 年 4 月 1 日以降に、100t/24h 以上の清掃工場（焼却施設）における補修工事に係る発注仕様書作成業務を履行した実績を有する者を配置しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の品質を確保するため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

※「廃棄物・資源循環」が制定される以前の「廃棄物管理」「廃棄物処理」「廃棄物管理計画」も同等とみなす。

12 工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

13 審査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 業務完了後において、明らかに受注者の責めに伴う業務のかしが発見された場合、受注者は直ちに、本業務の修正を行わなければならない。

14 引渡し

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

15 参考資料の貸与

本業務に関し、必要な資料で受注者より請求のあったものについては、発注者の日常業務に支障の無い範囲においてこれを貸与し、貸与された資料は受注者において本業務以外への使用は認めない。また、発注者より返還の要求があった場合はすみやかに返還しなければならない。

16 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を記載しなければならない。

17 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者で協議しなければならない。

18 成果品

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発注仕様書 | 発注につき各 3 部 |
| (2) 設計書 | 発注につき各 3 部 |
| (3) 工事監理日誌 | 2 部 |
| (4) 補修履歴・計画書 | 2 部 |

第2章 特記仕様書

1 補修工事及び整備工事等の立案

- (1) 本施設の現況調査を行い、本施設の課題を整理する。
- (2) 本施設の運転管理会社にヒアリング及び協議を行い、必要な補修工事及び整備工事の内容を立案し、発注者と協議のうえ確定させる。
- (3) 現段階で想定する工事内容は、以下のとおりである。

ア 補修工事

再燃焼室5・6段目前後壁耐火物補修〔1号炉〕

焼却炉室、再燃焼室、ガス冷却室クリンカ除去〔1号炉〕

バグフィルタケーシング補修（インジェクターパイプ更新含む）〔1号炉〕

イ 整備工事

バグフィルタろ布更新〔1号炉〕

空気予熱器伝熱管更新〔2号炉〕

空気予熱器スートブロー配管、レール更新〔1号炉〕〔2号炉〕

飛灰固形化装置関係更新（混錬機、飛灰加湿器、排風機、飛灰セメントコンベヤモーター等）〔共通〕

2 補修工事及び整備工事等の発注仕様書の作成

補修工事及び整備工事等を発注するために必要な発注仕様書等を作成する。発注仕様書には以下のことを留意する。

- (1) 補修工事及び整備工事等の目的、内容及び対象設備の基本的事項を明示する。
- (2) 補修工事及び整備工事等の対象範囲を既存設計図等に示す。
- (3) その他

ア 補修工事及び整備工事等の期間中にも、本施設に可燃ごみが搬入されるため、並行して焼却処理を行うことなどに配慮する。

イ 補修工事及び整備工事等は、三原市内業者に発注することを基本とする。

ウ そのため、補修工事及び整備工事等の品質の確保と円滑な工事を実現できるように配慮する。

3 補修工事及び整備工事等の設計書の作成

- (1) 補修工事及び整備工事等設計書の作成にあたっては、「廃棄物処理施設点検補修工事積算要領」(社)全国都市清掃会議の内容及び国土交通省公共建築工事共通費積算基準〔最新版〕をもとに作成する。
- (2) 相当する標準積算資料が無い場合は、業者見積を徴収し積算する。
- (3) 三原市都市部建築課の様式を使用する。
- (4) 2 (3) に留意する。

4 補修工事及び整備工事等の工事監理

本補修工事及び整備工事等を円滑に達成するために品質、工程等の施工監理を行う。また、施工監理は重点監理とし、監理内容は次のとおりとする。

- (1) 工事着手時の初回打合せ
- (2) 工事施工中の機器据付等の確認
- (3) 工事完了検査立会い
- (4) 工事受注者の提出書類審査
- (5) 工事受注者の指導
- (6) 2 (3) に留意する。

5 補修工事及び整備工事等の履歴の整理と今後の補修工事及び整備工事、修繕の立案

- (1) 過去及び令和7年度に実施した補修工事及び整備工事、修繕等について、履歴を整理する。
- (2) 補修工事及び整備工事等の実施状況を踏まえ、今後の補修工事を立案する。
- (3) 令和8年度に計画する補修工事及び整備工事、修繕等について、現況調査や運転管理会社等のヒアリングを行ったうえで、令和7年10月までに発注者に立案し、財政等への説明資料を作成する。

—以上—

三原市清掃工場補修工事及び整備工事等に係る発注仕様書等作成業務

費 目	業 務 内 容	数 量	金 額	摘 要
	発注仕様書等作成業務	一式		総括表
	小計			
	消費税等	10%		
	総合計			

総括表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	I	直接人件費						
			発注仕様書等作成	式	1.0			第1号直接人件費内訳書
			小計					
	II	直接経費						
			旅費交通費等	式	1.0			
			電子成果品作成費	式	1.0			
			小計					
	III	その他の原価		式	1.0			
	IV	一般管理費		式	1.0			
			計					

[illegible]